

「生物多様性ひょうご戦略（仮称）（案）（兵庫県環境審議会中間報告）」
の背景と目的について

1 背景

兵庫県は日本のほぼ中央に位置し、北は日本海、南は瀬戸内海・太平洋に面する地理的特徴を持った本州唯一の県です。「日本の縮図」とも言われる県土には、大都市地域、都市近郊地域、多自然居住地域などがあり、また、森林、里地、湖沼、ため池、河川、海岸など動植物の生息・生育に適した多様な自然環境にも恵まれています。私たちは農林水産業をはじめ多くの産業を発展させ、多様な気候風土と地勢的・社会的特性のもとで地域の特色ある文化を育むなど自然の恩恵を受けて生活を営んできました。

しかし、近年、開発や乱獲、自然に対する人間の働きかけの減少による里山等の荒廃、外来生物による生態系の攪乱など、豊かな自然と生物の多様性に及ぼす影響が懸念される事態が進行しています。

こうした事態に対応するため、兵庫県では、“豊かな自然環境”と“人の営み”が調和し、美しい景観のもとで健康で快適な生活をおくることができる「持続可能な社会づくり」に向けて、様々な自然環境保全の取組を展開してきました。その代表例としては、淡路夢舞台の自然再生、瀬戸内海の再生、コウノトリの野生復帰、尼崎 21 世紀の森づくり、ひょうご・人と自然の川づくり、里山林の整備などが挙げられます。また、各地域においては、地域住民や NGO・NPO 等による自然環境の保全・再生の自主的な実践活動が数多く行われています。

しかしながら、これまでの取組は、それぞれが生物多様性の保全・再生に貢献する先進的なものではあるものの、“兵庫県における生物多様性に関する目標や基本方針”が共有されていないために取組相互の連携が不十分となり、それぞれの取組が個別対応となったり、流域等を単位とした生態系の連続性を確保する視点が不足している状況にあります。このため、県行政のみならず、国、市町、県民等のあらゆる主体が共有できる基本指針が必要となっています。

そこで、生物多様性に関して実施してきた取組を体系的に整理し、その中で明らかとなった課題に対して的確に対応していくための総合的な指針となる「生物多様性ひょうご戦略」を、平成 20 年度から平成 29 年度までの概ね 10 年間の計画期間として、策定することとしました。

2 目的

本戦略策定の目的は次のとおりです。

- (1) 生物多様性の保全・再生・持続可能な利用とその基盤となる環境の創成についての目標を共有し、県の各種施策を一層有機的に連携させて、総合的・体系的かつ計画的に推進します。
- (2) 県民、事業者、民間団体、行政などの各主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用についての目標を共有し、それぞれの役割分担と応分の負担のもとに協働して、自発的かつ積極的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むよう方向づけます。

3 提出いただいたご意見等の取扱いについて

県民の皆さんからご提出いただいたご意見等については、最終的な答申策定にあたっての参考とさせていただきます。また、ご提出いただいたご意見等の概要とこれに対する県の考え方を、最終的な答申とともに公表させていただきます。